

諮問日：令和3年5月26日（令和3年度（最個）諮問第1号）

答申日：令和3年11月22日（令和3年度（最個）答申第1号）

件名：特定の書面に対する処理について決裁権者による判断がなされた文書に記録された保有個人情報の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定月日付最高裁判所人事局長宛「奈良地方裁判所幹部職員の法令違反行為の通報書」に対する対応の要否等、処理について決裁権者による判断がなされた文書に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件対象個人情報を記録した司法行政文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年2月2日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

奈良地方裁判所総務課長並びに総務課課長補佐両名の法令違反行為の通報に対する対応処理について、特定年月に最高裁判所人事局に電話で問い合わせたところ、「適切に処理を行った。決裁者が誰であるかはお答えしていない。」との回答であった。特定月日付けで決裁権者による判断がなされた文書の開示を申し出たが、文書は作成又は取得していないとの通知があった。

最高裁判所事務総局において、決裁権者による判断がなされた文書を作成していないとのことはあり得るはずはなく、文書が本当に存在しないかどうか不

明であるから苦情を申し出るものである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

苦情申出人から提出された通報書（以下「本件通報書」という。）への対応に関する判断については、適宜の方法により行えば足り、必ずしも文書を作成する必要はないことから、口頭による決裁を経て判断する手続を採ったものである。そのため、通報書への対応の要否等や処理に係る決裁権者の判断について文書を作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年5月26日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月24日 審議
- ④ 同年10月22日 審議
- ⑤ 同年11月16日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件通報書への対応に関する判断については、適宜の方法により行えば足り、必ずしも文書を作成する必要はないことから、口頭による決裁を経て判断する手続を採ったとのことである。本件通報書を見分した結果も踏まえれば、本件通報書について、奈良地方裁判所総務課長及び総務課課長補佐兩名の行為についての意見の申入れとして扱うことは相当であったと認められることから、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件対象個人情報記録された司法行政文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件対象個人情報記録された司法行政文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり，原判断については，最高裁判所において本件対象個人情報
記録された司法行政文書を保有していないと認められるから，妥当であると判
断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子